

別表（第2条関係）

補助金の区分		種別	補助対象施設	補助対象経費	補助単価及び補助基準額	備考（市の負担率）
1 延長保育事業 費補助金	延長保育事業	延長保育事業 （国庫補助事業）	春日部市延長保育事業実施要綱 及び延長保育事業の実施について （令和6年4月1日付け・こ成保 第225号）別紙「延長保育事業実 施要綱」に基づき対象事業を実施 する特定教育・保育施設及び特定 地域型保育施設	延長保育事業に必要な経費	次により算定された額 一般型 （1）保育短時間認定 （在籍児童1人当たり年額） ①保育所・認定こども園 延長時間1時間 20,200円 延長時間2時間 40,400円 延長時間3時間 60,600円 ②小規模保育事業（A型） 延長時間1時間 14,000円 延長時間2時間 28,000円 延長時間3時間 42,000円 ③事業所内保育事業 （定員19人以下） 延長時間1時間 12,900円 延長時間2時間 25,800円 延長時間3時間 38,700円 （2）保育標準時間認定 （1事業当たり年額） ①保育所・認定こども園 延長時間30分 600,000円 延長時間1時間 1,760,000円 ②小規模保育事業（A型） 延長時間30分 600,000円 延長時間1時間 1,422,000円 自園調理等（食事について、事業 所内で調理する方法をいう。）に より提供する事業所及び連携施設 又は給食搬入施設から食事を調理 ・搬入して提供する事業所に適用	1/3
2 地域子育て支 援拠点事業費補 助金	地域子育て支援 拠点事業	地域子育て支援 拠点事業 （国庫補助事業）	地域子育て支援拠点事業の実施 について（令和6年3月30日付け ・こ成環第113号）別紙「地域 子育て支援拠点実施要綱」に基づ	地域子育て支援拠点事業に必要な経費	次により算定された額 1 運営費（1か所当たり年額） （一般型） ア <基本分>	1/3 （2 開設準 備経費につい

補助金の区分		種別	補助対象施設	補助対象経費	補助単価及び補助基準額	備考(市の負担率)
			き対象事業を実施する特定教育・保育施設		① 3～4日型 ・常勤職員又は非常勤職員を合計3名以上配置する場合 6,096,000円 ・常勤職員又は非常勤職員を合計2名配置する場合 4,496,000円 ② 5日型 ・常勤職員を配置する場合 8,714,000円 ・非常勤職員のみを配置する場合 5,521,000円 ③ 6日型 ・常勤職員を配置する場合 9,739,000円 ・非常勤職員のみを配置する場合 6,946,000円 イ <加算分> 地域支援 1,592,000円 特別支援対応加算 1,111,000円 2 開設準備経費(1か所当たり年額) (1) 改修費等 4,000,000円 (2) 礼金及び賃借料(開設前月分) 600,000円	ては、(1)(2)とも当該年度に支払われたものに限る。)
3 一時預かり事業費補助金	一時預かり事業	一時預かり事業(国庫補助事業)	春日部市一時預かり事業実施要綱及び一時預かり事業の実施について(令和6年3月30日付け・5文科初第2592号、こ成保第191号)別紙「一時預かり事業実施要綱」に基づき対象事業を実施する特定教育・保育施設	一時預かり事業に必要な経費(飲食物費を除く)	次に算定された額 (1) 一般型(1か所当たり年額) ア<基本分> (ア)保育従事者がすべて保育士又は1日当たり平均利用児童数が概ね3人以下の施設において保育士とみなされた者が家庭的保育者と同等の研修を終了した者の場合	1/3
					年間延べ利用児童数	基準額
					300人未満	2,833,000円
					300人～899人	3,105,000円

補助金の区分		種別	補助対象施設	補助対象経費	補助単価及び補助基準額	備考(市の負担率)																								
					<table border="1"> <tr><td>900人～1,499人</td><td>3,321,000円</td></tr> <tr><td>1,500人～2,099人</td><td>4,797,000円</td></tr> <tr><td>2,100人～2,699人</td><td>6,273,000円</td></tr> <tr><td>2,700人～3,299人</td><td>7,749,000円</td></tr> <tr><td>3,300人～3,899人</td><td>9,225,000円</td></tr> <tr><td>3,900人～4,499人</td><td>10,701,000円</td></tr> </table>	900人～1,499人	3,321,000円	1,500人～2,099人	4,797,000円	2,100人～2,699人	6,273,000円	2,700人～3,299人	7,749,000円	3,300人～3,899人	9,225,000円	3,900人～4,499人	10,701,000円													
900人～1,499人	3,321,000円																													
1,500人～2,099人	4,797,000円																													
2,100人～2,699人	6,273,000円																													
2,700人～3,299人	7,749,000円																													
3,300人～3,899人	9,225,000円																													
3,900人～4,499人	10,701,000円																													
					※4,500人以上の場合は別途協議																									
4 病児保育事業 費補助金	病児保育事業	病児保育事業 (病児対応型・ 病後児対応型) (国庫補助事業)	春日部市病児保育事業実施要綱 及び病児保育事業の実施について (令和6年3月30日付け・こ成保 第180号)別紙「病児保育事業 実施要綱」に基づき対象事業を実 施する特定教育・保育施設	病児保育事業(病児対応型・病後児 対応型)に必要な経費	<p>次により算定された額</p> <p>(1) 病児対応型</p> <p>① 基本分 8,443,000円 (1か所当たり年額) うち改善分 2,538,000円 ただし、利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施しない場合は、改善分を減算すること。</p> <p>② 加算分(1か所当たり年額)</p> <p>ア 年間延べ利用児童数に応じた加算</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年間延べ利用児童数</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>50人～99人</td><td>1,000,000円</td></tr> <tr><td>100人～149人</td><td>1,500,000円</td></tr> <tr><td>150人～199人</td><td>2,000,000円</td></tr> <tr><td>200人～299人</td><td>3,000,000円</td></tr> <tr><td>300人～399人</td><td>4,000,000円</td></tr> <tr><td>400人～499人</td><td>5,000,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>※500人以上の場合は別途協議</p> <p>イ 当日キャンセル対応加算</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年間キャンセル回数</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>25回以上50回未満</td><td>247,900円</td></tr> <tr><td>50回以上100回未満</td><td>502,500円</td></tr> <tr><td>100回以上150回未満</td><td>670,000円</td></tr> <tr><td>150回以上</td><td>1,005,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>③低所得者減免分加算 生活保護法による被保護者世帯 児童1人日額 5,000円</p>	年間延べ利用児童数	基準額	50人～99人	1,000,000円	100人～149人	1,500,000円	150人～199人	2,000,000円	200人～299人	3,000,000円	300人～399人	4,000,000円	400人～499人	5,000,000円	年間キャンセル回数	基準額	25回以上50回未満	247,900円	50回以上100回未満	502,500円	100回以上150回未満	670,000円	150回以上	1,005,000円	1/3
年間延べ利用児童数	基準額																													
50人～99人	1,000,000円																													
100人～149人	1,500,000円																													
150人～199人	2,000,000円																													
200人～299人	3,000,000円																													
300人～399人	4,000,000円																													
400人～499人	5,000,000円																													
年間キャンセル回数	基準額																													
25回以上50回未満	247,900円																													
50回以上100回未満	502,500円																													
100回以上150回未満	670,000円																													
150回以上	1,005,000円																													

補助金の区分		種別	補助対象施設	補助対象経費	補助単価及び補助基準額	備考(市の負担率)														
					(2) 病後児対応型 ① 基本分 6,032,000円 (1か所当たり年額) うち改善分 2,225,000円 ただし、利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施しない場合は、改善分を減算すること。 ② 加算分(1か所当たり年額) ア 年間延べ利用児童数に応じた加算															
					<table border="1"> <thead> <tr> <th>年間延べ利用児童数</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>50人～99人</td><td>1,300,000円</td></tr> <tr><td>100人～149人</td><td>1,410,000円</td></tr> <tr><td>150人～199人</td><td>1,880,000円</td></tr> <tr><td>200人～299人</td><td>2,820,000円</td></tr> <tr><td>300人～399人</td><td>3,760,000円</td></tr> <tr><td>400人～499人</td><td>4,700,000円</td></tr> </tbody> </table>	年間延べ利用児童数	基準額	50人～99人	1,300,000円	100人～149人	1,410,000円	150人～199人	1,880,000円	200人～299人	2,820,000円	300人～399人	3,760,000円	400人～499人	4,700,000円	
年間延べ利用児童数	基準額																			
50人～99人	1,300,000円																			
100人～149人	1,410,000円																			
150人～199人	1,880,000円																			
200人～299人	2,820,000円																			
300人～399人	3,760,000円																			
400人～499人	4,700,000円																			
					※500人以上の場合は別途協議															
					イ 当日キャンセル対応加算															
					<table border="1"> <thead> <tr> <th>年間キャンセル回数</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>25回以上50回未満</td><td>247,900円</td></tr> <tr><td>50回以上100回未満</td><td>502,500円</td></tr> <tr><td>100回以上150回未満</td><td>670,000円</td></tr> <tr><td>150回以上</td><td>1,005,000円</td></tr> </tbody> </table>	年間キャンセル回数	基準額	25回以上50回未満	247,900円	50回以上100回未満	502,500円	100回以上150回未満	670,000円	150回以上	1,005,000円					
年間キャンセル回数	基準額																			
25回以上50回未満	247,900円																			
50回以上100回未満	502,500円																			
100回以上150回未満	670,000円																			
150回以上	1,005,000円																			
					③ 低所得者減免分加算 生活保護法による被保護者世帯 児童1人日額 5,000円															
5 保育士宿舎借り上げ支援事業費補助金	保育士宿舎借り上げ支援事業	保育士宿舎借り上げ支援事業(国庫補助事業)	春日部市保育士宿舎借り上げ支援事業実施要綱及び保育人材確保事業の実施について(令和6年5月30日付け・こ成保第312号)別添4「保育士宿舎借り上げ支援事業実施要綱」に基づき対象事業を実施する特定教育・保育施設及び特定地域型保	保育士宿舎を借り上げ事業を実施するために必要な賃借料、共益費管理費、その他市長が必要と認める経費	1施設あたり59,000円×2戸を上限とする。	3/16														

補助金の区分		種別	補助対象施設	補助対象経費	補助単価及び補助基準額	備考(市の負担率)
			育施設			
6 安心・元気！ 保育サービス支 援事業費補助金	(1)低年齢児保育 促進事業	一歳児担当保育 士雇用費 (県単独補助事業)	令和4年7月14日付け少子第343 号埼玉県福祉部長通知の別表「安 心・元気！保育サービス支援事業 費補助金交付要綱」に基づき事業 対象保育所と承認された私立の保 育所、幼保連携型認定こども園及 び保育所型認定こども園の保育所 部分	保育単価における人件費の額を超え る一歳児担当保育士等の雇用に必要 な経費	次により算出された額 一歳児1人につき 月額 20,000円 補助基準額は、対象保育所等の各月 の初日における一歳児（管外受託児童 を除く。）の年間延べ人数に補助単価 を乗じて得た額による。	1/2
		乳児途中入所促 進事業 (県単独補助事業)		乳児担当保育士等の雇用に要する経 費として、乳児未充足（前年度3月1 日現在の入所乳児数に比して申請年度 各月1日現在の入所乳児数との差の人 数）により不足する経費	次により算出された額 (1) 補助単価 未充足乳児1人につき 月額 80,000円 (2) 補助基準額 対象保育所等の4月～6月初日にお ける未充足乳児数の合計に補助単価 を乗じて得た額。 ただし、未充足乳児数は、乳児担 当保育士等現員から乳児所要保育士 等数を引いた数に「3」を掛けた数 を限度とする。 なお、補助基準額の上限額は、平 成18年度をもって廃止された「乳児 保育促進事業」（国庫補助事業）の 平成18年度の補助基準額882,000円 を限度額とする。	
	(2)障害児保育 事業	障害児保育事業 (県単独補助事業)		障害児担当保育士等の雇用に要する 経費（ただし、保育単価における人件 費の額を超える経費とする。）	次により算定された額 月額40,000円×各月初日 現在の障害児数×入所月数	
7 保育教諭確保 のための幼稚園 教諭免許状取得 等支援事業費補 助金	受講料等補 助事業	幼稚園教諭免許 状取得支援事業 (国庫補助事業) (ただし、埼玉 県保育教諭確保 のための幼稚園 教諭免許状取得 等支援事業実施	県幼稚園教諭免許状取得等支援事 業実施要綱に基づき対象事業を実施 する認定こども園及び認定こども園 への移行を予定している施設（補助 金交付を受けようとする年度の翌年 度に移行を予定している施設に限 る。以下この項において「勤務対象 施設」という。）	大学受講料等 （入学料又は登録料（受講の開始に 際し、大学に納付するもの）、受講 料（授業料、教科書代及び教材費（ 受講に必要なソフトウェア等補助教 材費を含む。）を含む。）及び上記 経費の消費税及び地方消費税並びに 代替幼稚園教諭の雇上費とする。）	対象となる者1人につき、免許取得 に要した経費の1/2を交付対象とし、 100千円を上限とする。 ただし、補助対象経費は、対象者が 幼稚園教諭免許状の授与を受け、勤務 対象施設等に勤務することが決定した 後に補助するものとし、原則免許取得 後1年以上勤務対象施設に勤務するこ	なし

補助金の区分		種別	補助対象施設	補助対象経費	補助単価及び補助基準額	備考(市の負担率)
		要綱の制定について(通知) (平成27年10月13日付け教連第262号)別紙埼玉県保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得等支援事業実施要綱(以下「県幼稚園教諭免許状取得等支援事業実施要綱」という。)4に定めるものに限る。)			ととする。	
8 保育所等業務効率化推進事業費補助金	保育所等におけるICT化推進等事業	保育所等におけるICT化推進等事業(国庫補助事業)	保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業(うち、保育施設等におけるICT導入状況に関する調査研究事業を除く)) (令和5年度補正予算分)実施要綱に基づく市内の保育所、幼保連携型認定こども園及び地域型保育事業を行う事業所	保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)を実施するために必要なシステムの導入費用、リース料、工事費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金	通訳や翻訳のための機器を新たに購入等するための初期費用 1施設当たり 150,000円	1/4
9 障がい児保育支援事業費補助金	障がい児保育支援事業	障がい児保育支援事業費補助金	春日部市障がい児保育支援事業実施要綱に基づき対象事業を実施する私立の保育所及び幼保連携型認定こども園の保育所部分	障害児担当保育士等の雇用に要する経費	次により算定された額 月額125,750円×各月初日 現在の障害児数×入所月数 ただし、安心・元気!保育サービス支援事業補助金交付要綱に定める事業による補助または私立幼稚園等特別支援教育費補助金と重複する場合は、その差額支給とする。	10/10
10 特別運営費補助金	保育施設等地域活動事業	保育施設等地域活動事業費補助金	春日部市保育施設等地域活動事業実施要綱に基づき次の4事業を実施する施設 (1) 世代間交流等事業 (2) 異年齢児交流等事業	保育所地域活動に必要な経費	次により算定された額 実施回数×20,000円 最低実施回数は年間3回以上とする。 1か所当たり 250,000円(上限)	10/10

補助金の区分		種別	補助対象施設	補助対象経費	補助単価及び補助基準額	備考(市の負担率)
			(3) 育児講座・育児と仕事両立 支援事業 (4) 地域の特性に応じた保育需要 に対応する事業			